

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月22日	
条例の題名	三重県公衆衛生修学資金貸与条例		公布日	昭和43年12月24日
条例番号	昭和43年三重県条例第50号		直近改正日	昭和48年3月30日
所管部局課	健康福祉部健康福祉総務課		電話番号	059-224-2323
条例の概要	三重県の保健所において公衆衛生業務に従事する医師及び歯科医師を確保するための公衆衛生修学資金の貸与に関し必要な事項を定める。		条例の種類	誘導型
視点	項目	回答	検討内容	
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	保健所において公衆衛生業務に従事する医師の確保という目的は妥当性を有しているがその方法については再検討の余地がある。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	保健所において公衆衛生業務に従事する医師の確保は必要であり、公的な関与は必要であるが、その方法については再検討の余地がある。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	いいえ	昭和55年度以降、貸与実績が無い	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	返還免除については条例での規定が必要である。	
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第96条	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい		
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい		
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい		
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい		
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	いいえ	昭和55年度以降実績がないため、廃止しても支障がないとはいえない。	
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	いいえ	昭和55年度以降実績がないため、廃止すべき規定がないとはいえない。	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	いいえ	昭和55年度以降実績がないため、十分とはいえない。	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい		
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	いいえ	対象者は公衆衛生業務に従事する医師及び歯科医師を目指す学生に限られているが、公衆衛生の保持という公益上問題ないと考えらる。	
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい		
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
点検・見直し結果	理由	特記事項		見直しに関する規定の有無
	改正・廃止の必要はない	近年貸与実績はないが、条例制定当時と同様に、保健所において公衆衛生業務に従事する医師の確保が必要である状況は変わりないため。		無